平成 31 年 1 月 21 日

特別支援連携協議会だより

特別支援連携協議会事務局(釧路教育局)

今年度実施した、特別支援教育に関する研修会であげられた参加者の疑問を踏まえ、特別支援教育に関する Q&A をまとめました。今回は、個別の教育支援計画と個別の指導計画についてお知らせします。

個別の教育支援計画とは

特別な教育的支援を必要とする児童生徒等の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的に作成する計画

(参考)

- 〇 平成 15 年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障がいのある児童生徒等の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における子どもの望ましい成長を促すため、「個別の支援計画」を作成することが示されました。
 - <u>この「個別の支援計画」のうち、児童生徒等に対して、教育機関が中心となって作成するものを、「個別の教育支援計画」といいます。</u>
- 〇 平成 30 年8月に学校教育法施行規則が改正され、同規則第 134 条の2では、個別の教育支援計画について「学校と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携の下に行う当該児童等に対する長期的な支援に関する計画」と示されました。



Q1 なぜ、学校と関係機関や民間団体が連携する必要があるのですか。

A1 特別な教育的支援を必要とする児童生徒等のニーズは、教育、医療、福祉、労働等、様々な観点から生じうるものです。これらのニーズに対応した取組はそれぞれ独自に展開できるものもありますが、類似しているもの、不可分なものも少なくありません。

したがって、教育という側面から対応を考えるに当たっても、医療、福祉等の面からの対応の重要性も踏まえて関係機関等の連携協力に十分配慮することが必要となります。また、医療、福祉等の面からの対応が行われるに当たっても、教育の立場から必要な支援・協力を行うことが重要です。





- Q2 個別の教育支援計画はどこで作成するのですか。
- A2 各学校が作成することとされています。

校長は、校内委員会で個別の教育支援計画を作成するに当たり、作成の中心となる教員(作成の対象となる児童生徒等が在籍する学級の担任、特別支援教育コーディネーター等)や作成に関わる校内委員会の構成員の役割を明確にすることが重要です。

特別支援教育コーディネーターは、あらかじめ、校内委員会において、 学校内における個別の教育支援計画の共通様式等の作成や作成の行程を提示しておくことが重要です。





Q3 個別の教育支援計画は、保護者の同意が得られない場合でも作成する必要がありますか。





平成30年8月の学校教育法施行規則の改正により、各学校における個別の教育支援計画の作成が義務付けられました。

なお、個別の教育支援計画を学校と関係機関の情報共有や学校間等での引継ぎに活用する際には、本人や保護者の同意が必要です。



(参考)

- 〇 平成30年8月の学校教育法施行規則の改正により、校長は、特別支援学校及び特別支援学級に在籍 する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒について、個別の教育支援計画を作成しなければ ならないとされました。
- 釧路教育局では、釧路版個別の教育支援計画「マリーモ」を個別の教育支援計画の様式として作成 し、ホームページからダウンロードできるようにしています。
 - ※「マリーモ」の様式は、今回の改正以前に作成したものです。

【釧路版個別の教育支援計画「マリーモ」活用のために「マリーモ」を活用しましょう(一部抜粋)】

マリーモとは、釧路版個別の教育支援計画のことです。



〈個別の教育支援計画「マリーモ」の構成〉

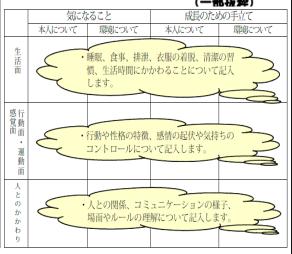
- ① 本人の記録を記載するフェイスシート
- ② 連携機関等を記載するサポートマップ
- ③ 相談・支援の記録
- ④ 教育の記録
- ⑤ 現在の様子(幼児期用⑤-1、学齢期用⑤-2)

幼•保→小→中→高

子どものことがよく分かります!

~引継ぐことで、継続的な支援が可能となります~

「マリーモ」現在の様子⑤-1の記入例 (一部抜粋)



個別の指導計画とは

特別な教育的支援を必要とする児童生徒等一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標、 指導内容・方法を明確にして、きめ細かに指導するために作成する計画



- Q4 個別の教育支援計画と個別の指導計画との関連性について、どのように考えればよいですか。
- A4 個別の指導計画の作成に当たっては、教科等横断的な視点から、個々の児童生徒等の障がいの状態や特性及び心身の発達等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討することが大切となりますから、個別の教育支援計画の内容を生かしていくことが重要です。

